

令和 2 年 第 2 回

雫石町農業委員会総会
会 議 録

令和 2 年 2 月 21 日 開催

雫石町農業委員会

雫石町農業委員会総会会議録

令和2年2月21日 第2回雫石町農業委員会総会を総合福祉センター大会議室に招集する。

1、出席した農業委員は次のとおりである。

1	番	岡	森	喜	与	一
2	番	上	和野	忠		一
3	番	一	本木	孝		久
4	番	山	本	長		栄
5	番	上	野			哲
6	番	小	赤澤	悦		子
7	番	佐	々木	秀		子
8	番	新	田	善		男
9	番	木	村	正		美
10	番	諏	訪	剛		郎
11	番	八	丁野	よ	し	子

2、出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

雫	石	小	谷	地	明	弘
雫	石	長	坂	則		雄
雫	石	田	村	國		彦
御	所	藤	本			伸
御	所	米	澤	正		記
御	所	川	口	英		敏
御	所	細	川	健		一
西	山	高	橋	浩		之
西	山	岡	本	忠		美
西	山	櫻	田	一		夫
西	山	葛	根	田	善	栄
御	明神	伊	藤	庄		一
御	明神	林	尻	勇		人
御	明神	中	村	守		男
御	明神	石	塚	正		美
御	明神	横	欠	初		男

3、欠席した委員は次のとおりである。

農地利用最適化推進委員

霽 石 細 川 仁

西 山 野々村 正 男

4、職務のため出席した職員

事務局長 大 橋 育 代

主 査 高 橋 直 也

5、総会の案件は次のとおりである。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

議案第4号 農用地利用集積計画に対する意見決定について

議案第5号 農地法の適用外証明願に対する可否決定について

議案第6号 農地等の生前一括贈与に係る引き続き農業経営を行っている等の証明願
に対する可否決定について

会長が議長席につき、本日の会議には農業委員11名、農地利用最適化推進委員16名の委員が出席しており、定足数に達しており会議は成立することを宣し、令和2年第2回農業委員会総会の開会を宣言した。

とき 午後2時00分

議 長 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでありますので、朗読を省略いたします。

議 長 諸般の報告を行います。
事務局から説明をお願いします。

大橋事務局長 (資料に基づき説明)

議 長 ただ今事務局から説明がありました。今回の現地確認委員につきましては、4番 山本 長栄 委員、6番 小赤澤 悦子 委員、細川 健一 推進委員、横欠 初男 推進委員が行っております。

議 長 農地転用許可における完了報告書提出に係る現地調査報告について、細川 健一 推進委員をお願いします。

細川 推進委員

御所地区、細川です。

始めに番号1について報告いたします。

場所は6ページにあります。「農転完了：〇〇」となっている所で、〇〇の〇〇の〇〇付近から町道を北に50mほど入っていった西側に位置します。

本件は、昨年7月の総会において、5条転用の案件で審議されたものであります。

現地を確認した結果、申請の内容どおり住宅の新築工事が完了していることを確認いたしました。

次に番号2について報告いたします。

場所は7ページにあります。「農転完了：〇〇」となっている所で、〇〇から北東約450㎡に位置します。

本件も、昨年7月の総会において、5条転用の案件で審議されたものであります。

現地を確認した結果、申請の内容どおり住宅の新築工事が完了していることを確認いたしました。

以上で報告といたします。

議 長

確認委員の報告が終わりました。

これに質問などございますか。

9番 木村委員

9番、木村です。

私の資料が間違っているのかどうか、1番と2番の関係、1番は〇〇の方で2番が〇〇の方になっているんですけども番号違いなのかどうか。

高橋主査

大変失礼いたしました。議案書のとおりです。〇〇さんの口述書の方を間違えました。

細川 推進委員

すみません。

議 長

ということで訂正いたします。

その他質問などございませんか。

議 長

その他諸般の報告全般について、質問などございますか。

委 員

「なし」の声

議 長

なければ、これで諸般の報告を終わります。

議 長

これより本日の議事日程に入ります。

日程第1、会議録署名人及び書記の指名を議題といたします。

お諮りいたします。

本案件につきましては、雫石町農業委員会規則第13条の規定により、当職から指名することにご異議ございませんか。

委 員

「異議なし」の声

議 長

異議なしと認め、会議録署名人には、6番 小赤澤 悦子 委員。
7番 佐々木 秀子 委員。

書記には、事務局の大橋事務局長及び高橋主査を指名します。

議 長

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

この総会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

委 員

「異議なし」の声

議 長

異議なしと認め、会期は本日1日とすることに決定いたしました。

議長

日程第3、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

高橋主査

ただいま上程されました議案について説明いたします。

2ページをお開き願います。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について

農地法第3条第1項の規定による許可申請について、可否の決定を求めるものであります。

令和2年2月21日提出 雫石町農業委員会会長 岡森 喜与一

次のページをご覧ください。

許可申請事項について説明いたします。

番号1 ○○が所有する○○番外、田27筆、畑9筆、面積計○○㎡について、○○と農業者年金の受給のため使用貸借の再設定をしようとするものであります。

番号2 ○○が所有する○○番○、畑1筆、面積○○㎡のうち○

〇㎡について、〇〇と。

番号3 〇〇が所有する〇〇番、田1筆、面積〇〇㎡について、〇〇とそれぞれ新規に賃貸借しようとするものであります。

以上説明いたしました案件に係る調査書を7ページから8ページに添えておりますが、農地法第3条第2項の規定に該当しないため、許可要件のすべてを満たしているものと思われま。

なお、別冊にてこの申請に係る地図等を配布させていただいておりますので、併せてご覧くださるようお願いいたします。

以上で説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりました。

質疑に入る前に、本案件の現地確認委員の報告について、現地確認全般と番号1を4番 山本 長栄 委員、番号2と番号3を6番 小赤澤 悦子 委員にお願いします。

4番 山本委員

4番、山本です。

はじめに現地調査全般についてご報告申し上げます。

2月13日、第5班の農業委員と農地利用最適化推進委員及び事務局が現地調査を行い、申請のあった農地並びにその周辺の農地の利用状況を確認いたしました。

すべての案件につきまして、譲受人または借受人にかかる申請内容、営農計画などから、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

また、地域に及ぼす影響については、一般的な栽培計画、利用計画であることから、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

調査全般についての報告は以上です。

引き続き、番号1について報告いたします。

場所は21ページにあります。「3条：〇〇・〇〇」となっている所で、〇〇さんのご自宅から半径500mの範囲内に位置します。

詳細な位置は別冊総会案件資料の1ページです。

こちらの案件は、農業者年金の受給にあたり親子間の使用貸借の再設定になりますが、農地を確認したところ、雪が積もっている状況でしたが良好に管理されているものと見て参りましたし、今後もこれまで同様に耕作されるものと思っておりますので何ら問題ないと思

以上で報告といたします。

6番 小赤澤委員

6番 小赤澤です。

番号2と番号3について報告いたします。

始めに番号2ですが、場所は20ページにあります。「3条：○○・○○」となっている所で、○○の○○を過ぎた所の分岐を○○に向かって約1.5km程の所に位置します。詳細な位置は別冊総会案件資料の4ページです。

本案件は、昨年1月の総会で審議されて、○○を○○するために○○さんから3条賃貸借により農地を借りて新規就農した○○さんが、さらに○○さんから農地を借りて規模を拡大しようとするものです。

現地は、昨年借り受けた区画の周囲にネットが張ってあり鉢植えで○○が栽培されておりました。

その東西の農地の一部を新たに借り受けて同様に栽培する計画となっていますので、問題なく管理されるものと思われます。

次に、番号3ですが場所は20ページにあります。「3条：○○・○○」となっている所で、○○の東側約200mの場所に位置します。詳細な位置は別冊総会案件資料の6ページです。

現在○○さんは、今回の申請地の東側の農地を借りて○○を作付けしていますが、近くの農地で○○を栽培できる場所を探していたようで、○○さんが○○さんに申し入れて申請になったとのことです。

○○さんは小規模ながら意欲的に農業に取り組まれている方で今回、規模拡大したいということですので問題ないと思います。

以上で報告といたします。

議長

現地確認委員の報告が終わりました。
ただ今から質疑に入ります。
質疑ございませんか。

委員

「なし」の発声

議長

なければこれで質疑を終結します。
これより採決に入ります。
議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について、原案を可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

委員

「全員挙手」

議長

全員挙手であります。

よって、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について、原案のとおり決定いたしました。

議長

日程第4、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

高橋主査

ただいま上程されました議案について説明いたします。

9ページをご覧ください。

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について農地法第4条第1項の規定による許可申請について、意見の決定を求めるものであります。

令和2年2月21日提出 雫石町農業委員会会長 岡森 喜与一

次のページをご覧ください。

許可申請事項について説明いたします。

番号1 ○○が所有する○○番○外、畑2筆、面積計○○㎡について、農家住宅を新築するため転用しようとするものであります。

番号1の申請農地は、10ヘクタール以上の一団の農地であることから第1種農地に区分されますが、住宅等で集落に接続して設置されることから農地転用許可基準を満たしているものと思われま

す。
なお、別冊にてこの申請に係る地図等を配布させていただいておりますので、併せてご覧くださるようお願いいたします。

以上で説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりました。

質疑に入る前に、本案件の現地確認委員の報告について、横欠初男 推進委員にお願いします。

横欠 推進委員

御明神地区、横欠です。

番号1について報告いたします。

場所は20ページにあります。「4条：○○」となっている所で、○○の南側の○○さんのご自宅の南側に位置します。詳細な位置は別冊総会案件資料の8ページです。

本件は、○○さんが農家住宅を新築する計画とのことでした。

現地は、今回の転用計画に伴い分筆しており、杭が打ってありました。新築後の住宅には○○さんと奥さんとお子さんがお住まいになると聞いております。

計画地は○○さんのご自宅の南側に隣接しており、畑として耕作

している状況で、計画地の南側の分筆した残りの部分はこれまで通り畑として利用することによって周辺農地への影響はなく、最小限の転用面積ですので、転用も止むを得ないものと思われます。

なお、事前着工はありませんでした。

以上で報告といたします。

議長

現地確認委員の報告が終わりました。

ただ今から質疑に入ります。

質疑ございませんか。

委員

「なし」の発声

議長

なければこれで質疑を終結します。

これより採決に入ります。

議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、原案を可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

委員

「全員挙手」

議長

全員挙手であります。

よって、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、原案のとおり決定いたしました。

議長

日程第5、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

高橋主査

ただいま上程されました議案について説明いたします。

11ページをご覧ください。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

農地法第5条第1項の規定による許可申請について、意見の決定を求めるものであります。

令和2年2月21日提出 雫石町農業委員会会長 岡森 喜与一

次のページをご覧ください。

許可申請事項について説明いたします。

番号1 ○○が所有する○○番○の一部外、田2筆、面積計○○㎡のうち○○㎡について、○○のため、○○と賃貸借しようとする

ものであります。

番号2 ○○が所有する○○番○○、畑1筆、面積○○㎡を、○○を建築するため、○○と売買しようとするものであります。

以上説明しました案件について、

番号1は、当該農地は農振法に規定する農用地域内の農地であります。一時転用であり、周辺の土地に悪影響を及ぼす恐れはないものと判断されることから、農地転用許可基準を満たしているものと思われま

す。番号2の申請農地は、都市計画区域内の用途地域内の農地であることから第3種農地に区分され、第3種農地は原則許可できることから農地転用許可基準を満たしているものと思われま

す。なお、別冊にてこの申請に係る地図等を配布させていただいておりますので、併せてご覧くださるようお願いいたします。

以上で説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりました。

質疑に入る前に、本案件の現地確認委員の報告について、番号1を4番 山本 長栄 委員、番号2を6番 小赤澤 悦子 委員にお願いします。

4番 山本委員

4番、山本です。

番号1について報告いたします。

場所は21ページにあります。「5条：○○・○○」となっている所で、○○から北へ約1.1kmに位置します。詳細な位置は別冊総会案件資料の14ページです。

現在、転用事業計画者の○○さんは、昨年4月に審議された一時転用の許可により○○さんから2年間農地を借り受けて○○を行っておりますが、今回、更に借り受けて○○を計画しているものです。

計画地は、○○さんのご自宅の東側で、これまで貸借により○○さんが水稻を作付けしておりました。諸般の報告にありましたが合意解約の届出を経て今回の申請になったとのことで、一時転用後は再び貸借をすることです。転用計画は、一般的な○○の内容であり、隣接土地の所有者からの同意書や復旧計画書なども添付されているということですので周辺農地への影響はないものと思われま

す。なお、事前着工はありませんでした。

6番 小赤澤委員

6番、小赤澤です。

番号2について報告いたします。

場所は20ページにあります。「5条：〇〇・〇〇」となっている所で、〇〇から西に200メートルほどの場所で詳細な位置は別冊総会案件資料の19ページです。

今回、〇〇さんが買い受けて〇〇を新築する計画ということで、現地を確認したところ、申請地には雪が積もっていましたが、畑として利用されていることが見てとれました。

また、周辺は公道や住宅で囲まれており、農地として利用するよりも都市計画で定める用途のように、宅地として利用するほうが適しているのではないかと見てまいりました。なお、事前着工はありませんでした。

以上で報告といたします。

議長

現地確認委員の報告が終わりました。

ただ今から質疑に入ります。

質疑ございませんか。

9番 木村委員

9番、木村です。

番号1の〇〇についてですが、去年の農業新聞にも載っていたんですが、〇〇をした後の埋め戻しの関係で色々問題が出てきているというのがありますし、前にもこの委員会の中でも発言しましたけれども、〇〇後埋め戻すと今までぬかかってない所がぬかるという状況が出てきているという話が出ておりましたので、簡単にいかないのではないかなど。特に慎重にいかないと埋め戻しされてしまえばその中に何が入っているかわからない。どこまで掘るのかということのもわからない状況の中で、先程現地確認では周りに与える影響はないかと思われるということですが、今まで〇〇でもやっていたのがずっとあそこの地区繋がっているんです。今までぬかからない所がぬかかってきたというところ簡単に結論だせるのかなと考えられますのでもう少し慎重な審議が必要なのかなど。計画としてどこまで掘って何を埋め戻していくのかという具体的な部分も説明していただかないと判断できないのではないのかなと思いますので、もし〇〇さんからそういう添付があるのであれば説明をしていただきたいと思います。

高橋主査

説明いたします。

まずどれくらい掘るかということですが、総会案件資料の17ページをご覧ください。右の方に断面図がございます。こちらに掘削する深度4mということですので、そして埋め戻しなんですけれども、農地転用とは別に〇〇するためには振興局長から〇〇の認可を取らなければすることができないということで、〇〇認可申請書

も一緒に添付されております。農地転用の申請と同時進行でこちらの〇〇の認可申請も振興局に出されておりました許可が同時におけるということになっております。どちらの条件も満たして許可になるようになっております。その中に埋め戻しについても載っております。復元の仕方ですけれども、現況の地盤高まで埋め戻す。埋め戻しの土砂の確保については〇〇さんが所有しております〇〇の〇〇の方から土砂を確保して運搬して入れるという計画になっております。黒土はよけたものをそのまま入れると思うんですが下の方にはそれを入れる計画と。〇〇の認可申請の方には書かれております。

9 番 木村委員

縦断図には確かに4 mと出ていますけれども、実際私も測った訳ではないんですけれども、〇〇取っている後を見ると本当に4 mかよという感じがします。数字で申請するんでしょうからそれで書類審査して問題なしになると思うんですけれども実際現地でやられている部分からみるとこんな深さで止まっているのかなという疑問が感じます。もし推進委員の方で現地を見ている部分で、〇〇さんの近くであそこら辺一帯は〇〇してきている部分であるので周辺に与える影響等が本当はないのかどうなのか率直な声が地元から出ているのではないかなと思いますので、お話もしできるのであればお願いしたいなと思います。

議長

櫻田推進委員

櫻田 推進委員

西山の櫻田ですが、実は言いづらい部分があります。〇〇を取るということは戻らないというのは誰しもが思っている部分です。あとはどこまで悪影響が出てくるか。全くないというのはいけません。ぬかるとかいうのは土が落ち着くまで。やっぱりそれなりの時間はかかります。一番問題なのは地下水が上の方から流れて来ている訳ですから当然湧くというのが出てくる。そういうものが実は私の所にもありました。どんどん下がって行くわけです。たぶん下の方に影響はあるだろうなど。その辺で了解いただければ。あまり言うとは。

議長

例えばあそこは〇〇の近くでもあるから。ただ農業委員会としてこの田は〇〇だめというのは。持ち主と〇〇とが協議した所にちょっと言えるものかなというのがありますけれども。

いずれそういう何か弊害がいつか出るのであれば、今後よく確認していかなければだめだと思いたしますが。

9 番 木村委員

9 番、木村です。

大きい被害と言いますか小さい被害も、地権者にとってみれば大きい被害も小さい被害もたいした変わりがないと。悪影響が出ているという判断になるんでしょうけれども、ただ去年の農業新聞で〇〇の関係でこういうのがあるんだなど。雫石もそういうのが出た時に気をつけなくてはならないなど。そこらへんは関わっていかないとならないなど。そういう意味での新聞の警告だったんだなと思いますので、確かに議長の地権者と業者でやり取りした部分を周りに与える影響が出てくるかもしれないのでと止める権限があるのかどうかというのは私たちはわからないんですけれども、そういう恐れがあるのであればそういうのを出さないような条件みたいなものをつけることも委員会とすれば必要なんではないのかなと思いますので、そう簡単に決めることではないのではないかと思います。

議長

はい、10 番 諏訪委員。

10 番 諏訪委員

10 番、諏訪です。

私も新聞見たんですけれども、その内容を思い出すと廃棄物みたいなものを埋めたり或いはおうとつ、石ころがあって田んぼとして利用できない状態であるという内容だったと思います。ある意味埋めてしまえば分からないということで、今埋め立てする土、場所もはっきりと提示されていると思いますけれども、要は2年間のサイクルでやるわけですので、取った位埋めるという方法だったと思いますけれども、終わってしまってから失敗と言っても、貸してる方はある意味売った位の金額になって、その後困るのは次の世代だと思うんですよね。後の始末が大変となるとやっぱり2年間のサイクルになった時に、途中でチェックなりをどこかの機関でしてあげないとちゃんと申請通りになっているのか、パトロールの所でもう一度チェック入れるとかそういう部分もあっていいのかなという気がしました。終わってしまってから2年間のサイクルで全部4m掘って一気に埋める訳ではないので、ある意味わからないと思うんですよね。地主は貸してしまったからいい、借りる側は埋め立てたからいいということでは済まないのかなと思います。

あとは周辺の影響、道路の破損ですね。こういったの騒がれているようでしたので、もちろん壊れたら直しますということにはなっていると思いますが、田んぼの道路なので大型ダンプが通行すれば絶対痛むし、家の近くは砂利の通路なので毎年舗装が痛むんですね。カーブしている所で。だからそういった部分は農業委員会としてもチェックいれていかないとまずいかと思います。

議長 暫時休憩します。

議長 休憩を解いて会議再開します。

高橋主査 先程諏訪委員よりお話がありました定期的にチェックすることが必要じゃないかという話についてですけれども、〇〇に限らず農地転用許可取った場所について転用事業が完了するまでの間許可の3ヵ月後に進捗状況の報告をしなければならない。その後完了しない場合には1年ごとに進捗状況を報告してくださいということになっています。完了した時には完了届ということで出てきて委員さん方に見てもらって完了を確認するという流れになっていますけれども、農業委員会としてはそういったチェックをするようになっています。

農地転用と同時に許可にならないといけないという〇〇の計画認可についてですけれども、その中で監督計画というのが添付資料として付けなければならないのですが、監督者の資格がある方を指定しておりまして、毎日決まった時間に2回チェックする。災害発生時の対応についても認可申請の中で届け出てやることになっておりますので、そういった所でチェックできるのかなと思われま

議長 ほかございませんか。

9番 木村委員 9番、木村です。

チェックをそういう形でやるということを出ているのであれば、チェックは土の中に入ってしまえば見えないので写真で証拠書類を残していくんだらうと。そうしないと確認できない部分がありますので、こちらから振興局の方にそのこの現地の写真、埋め戻しの写真等をくれといったらもらえる状況になっていくのかどうか。こちらとしてもチェックしたいので写真を欲しいと、そういう要求をしていかなければならないと思いますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

高橋主査 その件につきまして許可の進捗状況報告、さらに写真、通常だと完了に写真を付けてもらうことになっておりますが、途中経過で写真をいただかなくてはならないものかどうかは、農地転用の部分で振興局の担当にも確認しながら必要であれば業者に話して検討したいと思ひます。

議長 ほか質疑ございませんか。

川口 推進委員 ちょっと聞き逃したかもしれませんが、〇〇さんの件ですが外1名となっているのはご家族の方ですか。

議長 暫時休憩

議長 休憩を解いて会議を再開します。

高橋主査 2人の共有でございまして〇〇さんと〇〇さんという方との共有になっています。親戚関係でございます。

議長 ほか質疑ございませんか。

委員 「なし」の声

議長 なければこれで質疑を終結します。

議長 これより採決に入ります。
議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、原案を可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

委員 「挙手多数」

議長 挙手多数であります。
よって、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第6、議案第4号、農用地利用集積計画に対する意見決定についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

高橋主査 ただいま上程されました議案について説明いたします。
13ページをお開き願います。
議案第4号 農用地利用集積計画に対する意見決定について
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、雫石町長から農用地利用集積計画について意見を求められたので、これに対する意見の決定を求めるものであります。
令和2年2月21日提出 雫石町農業委員会会長 岡森 喜与一

次のページをご覧願います。

番号1 ○○が所有する、○○番○外、田2筆、面積計○○㎡について、○○と。

番号2 ○○が所有する○○番○外、田2筆、面積計○○㎡について、○○とそれぞれ新規に利用権を設定しようとするものであります。

いずれの案件につきましても農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、許可相当であると認められます。

以上で説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりました。

ここで農地利用最適化推進委員の意見を求めます。

番号1を 雫石地区 長坂 則雄 推進委員、番号2を 雫石地区 田村 國彦 推進委員にお願いします。

長坂 推進委員

雫石地区 長坂です。

番号1について、意見を述べさせていただきます。

本案件は利用権の新規設定となっておりますが以前○○さんが借受けて耕作していた農地であり、○○さんと○○さんとで利用権を設定しておりますが今回の申請地に隣接する農地の貸借期間に合わせて今回利用権を設定したいということですので、農地集約の観点から良いことだと思います。

田村 推進委員

雫石地区 田村です。

番号2について、意見を述べさせていただきます。

利用権の新規設定ですが、昨年まで借受人の○○さんが農作業受委託により作業していたということです。

今回、農作業受委託から利用権設定に変えるということは担い手農家である○○さんの集積の観点から良いことだと思います。

議長

推進委員からの意見が終わりました。

ただ今から質疑に入ります。

質疑ございませんか。

委員

「なし」の発声

議長

なければこれで質疑を終結します。

これより採決に入ります。

議案第4号、農用地利用集積計画に対する意見決定について、原

案を可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

委員 「全員挙手」

議長 全員挙手であります。
よって、議案第4号、農用地利用集積計画に対する意見決定について、原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第7、議案第5号、農地法の適用外証明願に対する可否決定についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

高橋主査 ただいま上程されました議案について説明いたします。
15ページをご覧願います。
議案第5号 農地法の適用外証明願に対する可否決定について農地法の適用外証明願が提出されたので、可否の決定を求めるものであります。
令和2年2月21日提出 雫石町農業委員会会長 岡森 喜与一

次のページをお開き願います。

番号1 願出人は ○○であります。願出土地の所在は、○○番○ 田1筆、面積○○㎡であります。

非農地となった事由は、○○さんの父が、平成元年頃に○○番○に農作業小屋を建てた際、下屋部分が農地に越境していたことが、今回の農地転用申請に伴う測量で判明したものであります。

以上説明いたしました案件に係る現地確認書を17ページに添えておりますが、非農地となってから20年以上経過しており、農地に復旧することが困難であることから、農地法第2条第1項に規定する農地ではないと思われれます。

なお、別冊にてこの申請に係る地図等を配布させていただいておりますので、併せてご覧くださるようお願いいたします。

以上で説明とさせていただきます。

議長 事務局の説明が終わりました。
質疑に入る前に、本案件の現地確認委員の報告について、横欠初男 推進委員にお願いします。

横欠 推進委員 御明神地区、横欠です。
番号1について報告いたします。
場所は先ほどありました○○さんの転用の隣接地になりますが、

総会資料の20ページにあります。「適用外：〇〇」となっている所で、詳細な位置は別冊総会案件資料の8ページです。

現地を確認したところ、〇〇さんのご自宅の南側に建っている作業小屋の軒下に杭が打ってあり、今回の住宅新築にあたって分筆するために測量した際、軒下が農地にかかっていることがわかり分筆して適用外申請をされたということです。

作業小屋の建築から20年経過していることから、適用外も、やむを得ないものと見てまいりました。

以上で報告といたします。

議長 現地確認委員の報告が終わりました。
ただ今から質疑に入ります。
質疑ございませんか。

委員 「なし」の発声

議長 なければこれで質疑を終結します。
議案第5号、農地法の適用外証明願に対する可否決定について、
願い出のとおり証明することに賛成の方の挙手を求めます。

委員 「全員挙手」

議長 全員挙手であります。
よって、議案第5号、農地法の適用外証明願に対する可否決定については、願い出のとおり証明することに、決定いたしました。

議長 日程第8、議案第6号、農地等の生前一括贈与に係る引き続き農業経営を行っている等の証明願に対する可否決定についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

高橋主査 ただいま上程されました議案について説明いたします。
18ページをご覧ください。
議案第6号 農地等の生前一括贈与に係る引き続き農業経営を行なっている等の証明願に対する可否決定について地方税法附則第12条第1項の規定の適用を受ける農地等に係る引き続き農業経営を行っていることの証明願が提出されたので、可否の決定を求めるものであります。

令和2年2月21日提出 雫石町農業委員会会長 岡森 喜与一

次のページをご覧ください。

審議に当たり、この件に係る税の制度について説明をいたします。

農地の生前一括贈与を受けたことにより納税すべき不動産取得税について、引き続き農業経営を行っていることにより、その納税を猶予されているところでもあります。

納税猶予を継続するためには、3年に一度、税務当局に納税猶予の継続届出書を提出する必要がありますが、この届出書には、農業委員会が発行する「引き続き農業経営を行っている等の証明書」を添えることとされていることから、これに係る審議をお願いするものであります。

それでは願い出者について説明いたします。

願い出者は、番号1 ○○であります。

なお、別冊にてこの申請に係る地図等を配布させていただいておりますので、ご覧くださるようお願いいたします。

以上で説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりました。

質疑に入る前に現地確認委員の報告について、6番 小赤澤 悦子 委員をお願いします。

6番 小赤澤委員

6番、小赤澤です。私から本件について報告をいたします。

この件に関する審査は、2月13日、願出人の受贈に係る農地を現地確認した後に役場の会議室において、現地確認班第5班に属する委員で行いました。

審査の経過は省略し、その結果について報告いたします。

番号1の○○さんは願い出のとおり引き続き農業経営を行っていると思われると判断いたしました。

以上で報告といたします。

議長

現地確認委員の報告が終わりました。

ただ今から質疑に入ります。

質疑ございませんか。

9番 木村委員

9番、木村です。

面積はいくら位あるのか教えてください。

高橋主査

○○さんが○○さんから受贈を受けた土地の面積ですけれども、○○㎡ということになっております。○○さんの世帯の農地の経営面積、全面積となっております。

議長 ほかにございませんか。

委員 「なし」の発声

議長 なければこれで質疑を終結します。
議案第6号、農地等の生前一括贈与に係る引き続き農業経営を行っている等の証明願に対する可否決定について、願い出のとおり証明することに賛成の方の挙手を求めます。

委員 「全員挙手」

議長 全員挙手であります。
よって、議案第6号、農地等の生前一括贈与に係る引き続き農業経営を行っている等の証明願に対する可否決定については、願い出のとおり証明することに、決定いたしました。

議長 以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。
これをもちまして本日の会議を閉会といたします。
大変ご苦労さまでございました。

とき 午後3時12分

以上が令和2年2月21日 午後2時00分より、総合福祉センター大会議室に於いて開催された、雫石町農業委員会総会の審議経過及び結果に相違ないことを証にするためここに署名する。

令和 2 年 2 月 21 日 開催

議 長 会 長

議事録署名人 6 番

7 番
